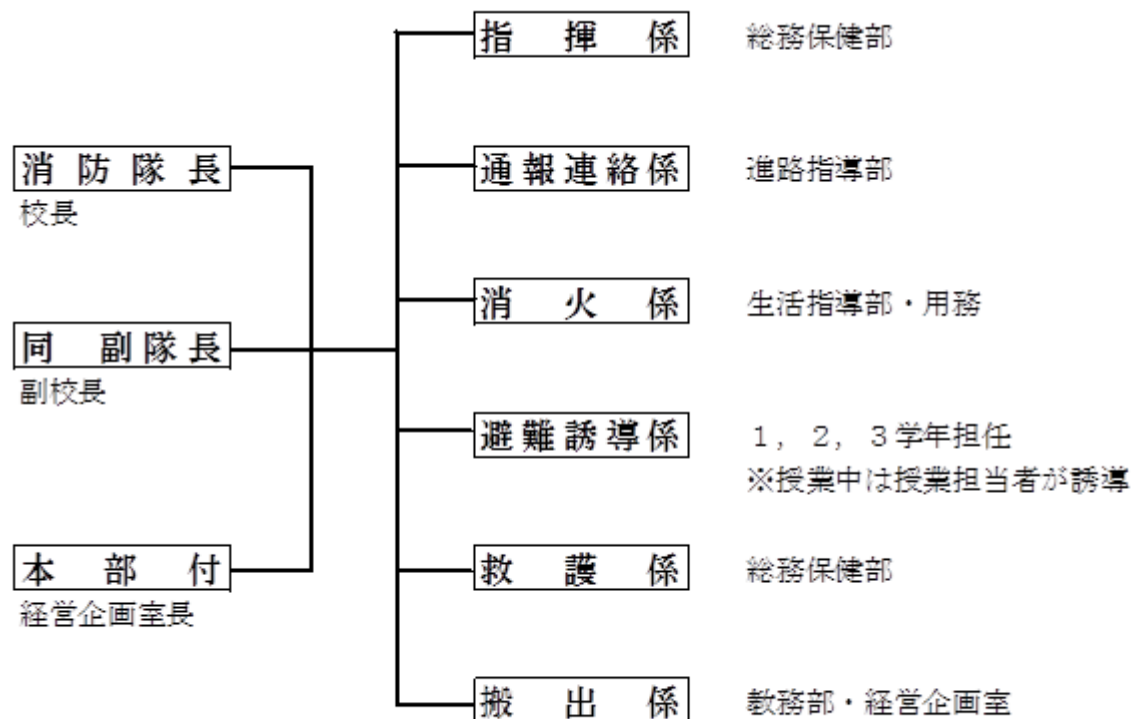


## 6. 防 災 組 織



## 7. 防 災 対 策

### (1) 災害時の対応について

○小平市との協定に基づく一時避難所等の運営について

※ 一時避難所として小平市に指定され災害時にはグラウンドを一時避難場所として活用していきます。

この一時避難所とは、火災などの発生により、このままでは自分に危険と判断した場合に、公的避難指示または救護、救助を受けるためにとりあえず集合し、様子を見る場所です。市内に限らず市外の避難場所にも避難できる施設です。本校は住民が自主的に避難できるように校門の開放ができるようにしております。

○学校の災害帰宅支援ステーションとしての役割について

※ 本校は震災時に徒歩帰宅者に対して、水・トイレ・沿道情報等を提供します。また、帰宅困難者が発生した場合には受け入れ支援します。

○学校の一時滞在施設としての役割について

- ※ 一時滞在施設とは、首都圏で首都直下地震が発生した際に、駅周辺の滞在者や屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に受け入れる施設のことである。本校も一時滞在施設の候補施設となっており、指定を受けた場合、災害時に水や食料等の支援物質を配布するほか、帰宅困難者については、最長で3日間の受け入れを行う。

## (2) 日常の防災の取り組みについて

○防災教育の取組内容

- ※ 「地震と安全」を活用した指導を行い、地震や火災時に適切な行動ができるよう指導しています。
- ※ 家庭や地域における災害ボランティア活動の意義を理解させ自らが参加できるよう指導を行っている。
- ※ 保健の学習において「災害の発生と安全・健康」を活用した学習を実施しております。

○一泊二日宿泊防災訓練の取組内容

- ※ 一泊二日宿泊防災訓練を行い、小平消防署と連携しながら、怪我人の応急手当の仕方、搬送の仕方等を学ぶとともに、公助の精神を養います。また、災害用の備蓄食料を使って、災害用の炊き出しの訓練を行うとともに、宿泊所設置訓練・宿泊訓練などを行っております。今年度は、新型コロナウイルス拡大防止のため、宿泊をしない防災訓練を実施します。

○避難訓練の取組内容

- ※ 年4回の火災・震災（緊急地震速報システムを活用したものも含む）を想定した避難訓練を実施し、安全に避難できるような訓練を行っています。

○その他学校独自の取組

- ※ 突発的な地震災害などに備えて、下記について日ごろから注意喚起を行う。
  1. 非常時に備え、避難路・避難先を確認しておく。
  2. 火災の発生に備え、消化器の位置、使用方法を確認しておく。
  3. 室内の整理、整頓を心がけ、不要になった紙類、ごみなどは早めに処分する。
  4. ドアの近くには、避難のじゃまになるようなものを置かないようにする。
  5. 応急手当の方法を身に付けておく。
  6. 機会を見つけて、防災訓練や救急救護訓練などに積極的に参加する。